

南三陸消防署からのお知らせ 『土砂災害防止月間です』

6月は土砂災害防止月間です。これから梅雨入りし、土砂災害が多発する時期になります。土砂災害の危険性を把握しておき、被害の防止及び軽減に努めましょう。



【主な前兆現象】

- ・がけ、地面にひび割れができる
- ・地鳴り、山鳴りがする
- ・井戸や川の水、湧水が濁る
- ・降雨が続くのに、川の水位が下がる
- ・がけや斜面から水が噴き出す



各家庭で地域の危険な場所の確認、避難場所の確認、避難場所までの経路を確認するなど、万が一の事態に備えましょう。



問い合わせ 南三陸消防署 ☎46-2677
南三陸消防署歌津出張所 ☎36-2222

南三陸警察署からのお知らせ

地域課から

詐欺被害に遭わないために

- 県内では、振り込め詐欺による被害が、いぜんとして発生しています。さらに最近では、振り込め詐欺に加えて
- 金融商品（未公開株等）や、外国通貨の取り引きを装った詐欺
 - ギャンブル必勝情報提供名目の詐欺
 - 警察官を名乗る詐欺
- などの、詐欺の新しい手口が増えており、高齢者、仮設住宅及びみなし仮設住宅に住む被災者が狙われるケースが予想され、注意が必要です。
- これらの詐欺の被害に遭わないために、
- 「必ずもうかる」「絶対に当たる」といったおいしい話には注意しましょう。
 - 不審な電話があった時には、家族や警察に相談を徹底して、お金を振り込まないようにしましょう。

交通課から

6月は児童の交通事故が増加しますのでご注意ください

現在、震災復興事業が進む福島県、宮城県、岩手県では交通死亡事故が急増しており、県内では交通事故により29人（前年比6人増、5月7日現在）の方が亡くなっています。

特に、6月は児童が学校環境に慣れてくることに伴い、道路での危険な行動が目立ちはじめ、県内では児童の関与する交通事故が増加する傾向にあります。

悲惨な交通事故から南三陸町の将来を担う子ども達を守るため

- ご家庭、学校等における児童への交通安全の声掛けを徹底しましょう。
- 大人による見守り活動、交通指導の徹底に努めましょう。

問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

町内における空間放射線量測定情報

■空間放射線量

単位：マイクロシーベルト/時、地表からの高さ50センチメートルにて測定、測定日：5月1日(木)から9日(金)

| 測定地点 | 測定値 | 測定地点 | 測定値 |
|---------|------|------------|------|
| 役場庁舎 | 0.05 | 志津川小学校 | 0.08 |
| 神割崎 | 0.06 | 入谷小学校 | 0.08 |
| 波伝谷漁港 | 0.04 | 伊里前小学校 | 0.06 |
| 水尻川中流部 | 0.06 | 志津川中学校 | 0.08 |
| 入谷さんさん館 | 0.08 | 歌津中学校 | 0.07 |
| 伊里前川中流部 | 0.08 | 志津川保育所 | 0.09 |
| 吉野沢団地 | 0.05 | 伊里前保育所 | 0.07 |
| 泊浜 | 0.04 | 名足保育園 | 0.05 |
| 名足仮設団地 | 0.05 | 平成の森(地表1m) | 0.04 |
| 水塚峠 | 0.08 | 田束山頂 | 0.07 |

現在、環境省が定めた除染のガイドラインとして、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上(年間1ミリシーベルト以上)の放射線量が計測された場合は除染作業を行うことが定められておりますが、上記の表のとおり町内に該当する場所はありません。

問い合わせ 環境対策課 ☎46-5528

■町内産農林水産物中の放射性セシウム測定結果

(単位：ベクレル/kg)

◇結果：基準を満たしています。(基準値=100ベクレル/kg)

| 品目 | 採取日 | 測定値(検出下限値) |
|--------------------------|-------------------|------------|
| 小松菜(ハウス)、ほうれんそう(ハウス)、ワラビ | 3月31日(月)～4月25日(金) | 不検出(25未満) |
| オキアミ、養殖銀ザケ、市場海水、市場水道水 | 4月1日(火)～4月30日(水) | 不検出(12未満) |

■町内産農林水産物の出荷制限 (5月9日(金)現在)

県等による放射線検査を実施した結果、**露地栽培の原木しいたけ、こしあぶら、クロダイ、スズキ**について引き続き出荷制限が行われており、市場には流通していません。

問い合わせ 産業振興課 ☎46-1378

移動町長室は、6月25日(水)です。

時間 午後1時から4時

- ◇場所 登米市津山公民館
- ◇問い合わせ 総務課 ☎46-1370

バイオマス産業都市構想の選定

町では、「南三陸町バイオマス産業都市構想」を策定し、国の7府省共同によるバイオマス産業都市二次募集に応募しました。選定委員会による審査・ヒアリングを経て本年3月28日(金)に当町構想の選定が決定し、4月9日(水)に農林水産省で行われた認定証授与式に佐藤町長が出席しました。認定証授与式では、江藤農林水産副大臣より佐藤町長に認定証が授与されました。

問い合わせ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528



- *バイオマス産業都市とは、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指す地域
- *国では、今後5年間に約100地区(各都道府県に2地区程度)のバイオマス産業都市の構築を目指し、関係府省が共同で地域を選定し連携して支援
- *7府省とは、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

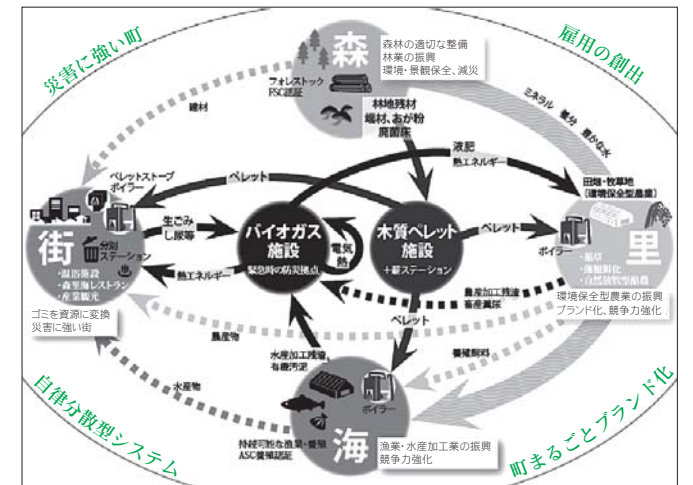
南三陸町バイオマス産業都市構想の概要

本町のバイオマス産業都市構想では、①これまで廃棄物として処理されていた生ゴミやし尿汚泥を利用した「バイオガス事業」と②これまで活用されことなく山林に捨てられていた林地残材等を活用した「木質ペレット事業」の2つの事業を計画しております。

本構想は、復興計画の大きな柱であります「エコタウンへの挑戦」を具現化するものでもあります。

今年度の事業

今年度は、バイオガス事業の実施を予定しています。バイオガス事業とは、新たに設置する施設において、生ゴミやし尿汚泥等有機系廃棄物を加熱・発酵処理することで、メタンガスと液肥に分離し、メタンガスについては、これを熱源として発電し自施設で再利用します。また、液肥については、有機肥料として農地に還元します。今後、住民説明会等を開催し、町民皆様のご協力をいただきながらすすめていく予定としています。



地域のみどりづくりを支援します! 『緑豊かで活のあるふるさと創造事業』

町では、町内の身近なみどりを増やすため、地域住民・NPO等が主体となり共同で実施する、緑化活動及び農業体験農園の経費を助成します。

○対象事業

緑化活動及び農業体験農園を1アール以上の規模で実施運営する事業とします。ただし、次の要件に該当する事業は交付対象になりません。

- (1)法令等により義務付けられた緑化及び他の助成制度により補助を受けた事業
- (2)個人、企業または団体等の施設を飾る緑化活動事業
- (3)容易に移動できる植木鉢やプランターのみの植栽事業

○補助金の額

補助対象経費の全額(1事業あたり上限50万円)

○補助対象者

- (1)地域の緑化組織(地域住民、PTA、民間企業、NPO等で構成される組織)または個人
- (2)町内に土地を所有または借り受けている農業体験農園を経営する方

○補助対象経費

- (1)整備に係る経費
植栽作業や管理作業に必要な苗木や道具の購入費または土壌改良等の工事に必要な基盤整備費等
- (2)当該緑化活動に必要な経費
講師謝礼、研修会の開催経費、通信運搬費、資料作成費等

○補助事業期間

交付決定の日から平成27年3月31日(火)まで

○申請方法

提出書類を持参のうえ、産業振興課農林業振興係まで申請してください。

○受付期間 6月2日(月)から6月30日(月)まで

○提出書類

- (1)補助金交付申請書
- (2)事業計画書
- (3)収支予算書
- (4)事業費積算書

※申請方法など、詳細について聞きたい方は、事前に問い合わせください。

問い合わせ 産業振興課農林業振興係 ☎46-1378